静岡県財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年３月30日

静 岡 県 知 事　　川　勝　平　太

静岡県規則第13号

静岡県財産規則の一部を改正する規則

静岡県財産規則（昭和39年静岡県規則第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（用語の定義） **第２条**　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ⑴　財産管理者　静岡県行政組織規則（平成19年静岡県規則第29号。以下「行政組織規則」という。）第10条第１項第１号の表に掲げる知事戦略局の長（以下「知事戦略局長」という。）及び同表に掲げる地域外交局の長（以下「地域外交局長」という。）並びに静岡県部設置条例（平成18年静岡県条例第58号）第１条に規定する部の長、行政組織規則第60条第１項に規定する出納局長（以下「出納局長」という。）、議会事務局長、静岡県教育委員会事務局内部組織規則（平成21年静岡県教育委員会規則第３号。以下「教育委員会組織規則」という。）第９条第１項の教育次長及び警察本部長をいう。 ⑵　財産事務取扱者　行政組織規則の規定により本庁に置かれた課の長、行政組織規則の規定により本庁に置かれた総務監、経理監及び政策監、静岡県議会事務局規程（昭和33年県議会訓令甲第１号）第２条に規定する総務課の長、教育委員会組織規則第３条第２項に規定する課の長、静岡県警察組織規則（昭和34年静岡県公安委員会規則第９号）第７条第１項に規定する会計課（以	（用語の定義） **第２条**　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ⑴　財産管理者　静岡県行政組織規則（平成19年静岡県規則第29号。以下「行政組織規則」という。）第62条の２の政策推進担当部長、同規則第10条第１項第１号の表に掲げる知事戦略局の長（以下「知事戦略局長」という。）、同表に掲げる地域外交局の長（以下「地域外交局長」という。）及び同表に掲げる総務課の長並びに静岡県部設置条例（平成18年静岡県条例第58号）第１条に規定する部の長、行政組織規則第60条第１項に規定する出納局長（以下「出納局長」という。）、議会事務局長、静岡県教育委員会組織規則（平成30年静岡県教育委員会規則第１号。以下「教育委員会組織規則」という。）第６条第１項の表に掲げる部長及び警察本部長をいう。 ⑵　財産事務取扱者　行政組織規則の規定により本庁に置かれた課の長、行政組織規則の規定により本庁に置かれた総務監、経理監及び政策監、静岡県議会事務局規程（昭和33年県議会訓令甲第１号）第２条に規定する総務課の長、教育委員会組織規則第７条第２項の表に掲げる課の長、静岡県警察組織規則（昭和34年静岡県公安委員会規則第９号）第７条第１項に規定する会計課

下「総務部会計課」という。）の長（以下「総務部会計課長」という。）及び同項に規定する施設課の長並びに静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第２条第22号に規定するかい（以下「かい」という。）の長をいう。	（以下「総務部会計課」という。）の長（以下「総務部会計課長」という。）及び同項に規定する施設課の長並びに静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第２条第22号に規定するかい（以下「かい」という。）の長をいう。
⑶～⑹　（略）	⑶～⑹　（略）
（出納員に対する委任）	（出納員に対する委任）
第９条　会計管理者は、会計管理課長の職にある出納員に有価証券の出納及び保管の事務を、会計指導課長の職にある出納員に公有財産、債権及び基金の記録管理に関する事務を委任する。	**第９条**　会計管理者は、会計課長の職にある出納員に有価証券の出納及び保管の事務並びに公有財産、債権及び基金の記録管理に関する事務を委任する。
第20条の２　前条の規定にかかわらず、次に掲げる者（第３章を除き、以下「局長等」という。）は、知事が別に定める範囲内において、その所掌事務に係る前条第１項第３号に規定する事務を専決することができる。この場合における第21条の規定の適用については、同条第１項中「経営管理部長」とあるのは、「財務局長」とする。	**第20条の２**　前条の規定にかかわらず、次に掲げる者（第３章を除き、以下「局長等」という。）は、知事が別に定める範囲内において、その所掌事務に係る前条第１項第３号に規定する事務を専決することができる。この場合における第21条の規定の適用については、同条第１項中「経営管理部長」とあるのは、「財務局長」とする。
⑴～⑷　（略）	⑴～⑷　（略）
	⑸　教育委員会組織規則第６条第１項の表に掲げる理事（総括担当）（以下「教育部理事（総括担当）」という。）
（合議）	（合議）
第21条　（略）	**第21条**　（略）
	２　前項の規定にかかわらず、知事が別に定める範囲内において、第20条第１項第３号の規定により財産管理者が専決処理する場合は、前項中「経営管理部長」とあるのは、「財務局長」とする。ただし、重要又は異例なものについては、この限りでない。
２　前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、合議を省略することができる。ただし、重要又は異例なものについては、この限りで	３　前２項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、合議を省略することができる。ただし、重要又は異例なものについては、この限

ない。

⑴～⑹　（略）

（物品の取得等の決定）

第85条　（略）

２　前項の調書は、本庁にあつては、第73条の規定の例により、決裁を受けた後、物品管理者に回付するものとする。この場合において、同条において引用する別表第５の２の規定の適用については、同表中次の表の左欄に掲げる字句は同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

出納局長	部局長（静岡県財務規則第２条第１号に規定する部局長（警察本部長を除く。）及び農林水産戦略監をいう。）
出納局次長	局長等（行政組織規則の規定により本庁に置かれた局の長及び危機管理部の次長をいう。）
用度課長	課長等（行政組織規則の規定により本庁に置かれた課（出納局に置かれた課を除く。）の長、会計管理課長、行政組織規則の規定により本庁に置かれた総務監、経理監、政策監及び静岡県財務規則第２条第18号に規定する事務局等の課長（総務部会計課長及び総務部施設課長を除く。）並びに人材育成室長、人権同和対策室長及び静岡県建設技術監理センター所長をいう。）

りでない。

⑴～⑹　（略）

（物品の取得等の決定）

第85条　（略）

２　前項の調書は、本庁にあつては、第73条の規定の例により、決裁を受けた後、物品管理者に回付するものとする。この場合において、同条において引用する別表第５の２の規定の適用については、同表中次の表の左欄に掲げる字句は同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

出納局長	部局長（静岡県財務規則第２条第１号に規定する部局長（警察本部長を除く。）、スポーツ担当部長及び農林水産戦略監をいう。）
出納局次長	局長等（行政組織規則の規定により本庁に置かれた局の長、危機管理部の次長及び教育部理事（総括担当）をいう。）
用度課長	課長等（行政組織規則の規定により本庁に置かれた課（出納局に置かれた課を除く。）の長、会計課長、行政組織規則の規定により本庁に置かれた総務監、経理監及び政策監、静岡県財務規則第２条第18号に規定する事務局等の課長（総務部会計課長及び総務部施設課長を除く。）並びに教育委員会組織規則の規定により本庁に置かれた課並びに人材育成室長、人権同和対策室長及び静岡県建設技術監理センター所長をいう。）

別表第５の３　（略）

物品に関する事務の専決区分

区分	総務部会計課長専決	かいの次長等専決	かいの課長等専決
（略）			
物品寄附受納調書	―	（略）	
生産報告書	300万円未満	（略）	
生産物売払調書	300万円未満	（略）	
生産物前渡売払調書	300万円未満	（略）	
生産報告及び生産物前渡売払調書	300万円未満	（略）	
（略）			
物品減耗償却調書	300万円未満	（略）	
物品貸付調書	―	（略）	
（略）			
不用品決定調書	―	（略）	
不用品処分調書	300万円未満	（略）	
不用品決定・処分調書	―	（略）	
（略）			

（略）

別表第７　（略）

行政組織規則の規定により本庁に置かれた局並びに危機管理部	（略）

別表第５の３　（略）

物品に関する事務の専決区分

区分	総務部会計課長専決	かいの次長等専決	かいの課長等専決
（略）			
物品寄附受納調書	100万円未満	（略）	
生産報告書	500万円未満	（略）	
生産物売払調書	500万円未満	（略）	
生産物前渡売払調書	500万円未満	（略）	
生産報告及び生産物前渡売払調書	500万円未満	（略）	
（略）			
物品減耗償却調書	500万円未満	（略）	
物品貸付調書	100万円未満	（略）	
（略）			
不用品決定調書	300万円未満	（略）	
不用品処分調書	１千万円未満	（略）	
不用品決定・処分調書	300万円未満	（略）	
（略）			

（略）

別表第７　（略）

行政組織規則の規定により本庁に置かれた局並びに知事直轄組	（略）

総務課及び出納局会計管理課	
教育委員会組織規則第３条第２項に規定する課	（略）
（略）	

織総務課、危機管理部総務課、先端農業推進室及び出納局会計課	
教育委員会組織規則第７条第２項の表に掲げる課	（略）
（略）	

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第23号、様式第24号、様式第75号及び様式第76号中「会計管理課長」を「会計課長」に改める。

附　則

1　この規則は、平成30年４月１日から施行する。

2　この規則の施行の際現に改正前の静岡県財産規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。